

議第320号

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年12月6日提出

京都市長 門川大作

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項を附則第5項とし、附則第2項の次に次の2項を加える。

(令和5年1月1日から同年3月31日までの間における市長の給料及び地域手当の額の特例)

3 令和5年1月1日から同年3月31日までの間における市長の給料及び地域手当の額は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、これらの規定を適用した場合に市長が支給を受けることができる額から、当該額に100分の30を乗じて得た額をそれぞれ減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(令和5年1月1日から同年2月28日までの間における副市長の給料及び地域手当の額の特例)

4 令和5年1月1日から同年2月28日までの間における副市長の給料及び地域手当の額は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、これらの規定を適用した場合に副市長が支給を受けることができる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額をそれぞれ減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市職員の給与の額の特例に関する条例附則第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日において、市長又は子ども若者はぐくみ局に属する事務を担任する副市長の職にない者の給料及び地域手当の額については、適用しない。

提案理由

市長及び副市長（子ども若者はぐくみ局に属する事務を担任する者に限る。）の給料及

び地域手当の額について、現在実施している特例措置に加え、さらに特例措置を講じる必要があるので提案する。